

令和８年度第１回千葉県犯罪被害者等支援推進会議 結果概要

- １ 日 時 令和８年７月２７日（月）午後３時００分～午後４時４５分
- ２ 場 所 千葉県庁議会棟３階第１委員会室
- ３ 出席委員 大橋座長、伊東委員、岡嶋委員、今野委員、佐々木委員、澤田委員

４ 会議の概要

（１）開会

○司会

ただいまから、「令和８年度第１回千葉県犯罪被害者等支援推進会議」を開会します。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、くらし安全推進課の小野と申します。
よろしくお願いいたします。

はじめに、本会議の公開、会議結果の公開について、お知らせいたします。本会議は、
会議設置要綱第６条の規定により、原則として公開いたします。併せて、同要綱第８条の
規定により、会議の結果につきましても原則公開とし、会議終了後、千葉県ホームページに
掲載いたします。つきましては、被害に遭われた方などの個人名や団体名が特定されない
よう御発言に御留意いただきますようお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、千葉県を代表しまして、環境生活部長の寺本より御挨拶
を申し上げます。

（２）あいさつ

○寺本環境生活部長

皆様こんにちは。御紹介いただきました、千葉県環境生活部長の寺本でございます。

本日は御多用のところ、「第１回千葉県犯罪被害者等支援推進会議」に御出席いただき、
ありがとうございます。

また、日頃より、本県の犯罪被害者等支援行政の推進に御理解を賜り、深く感謝申し上げます。

全国の刑法犯認知件数は、平成１５年から減少傾向にあったものの、令和４年に増加に
転じておりまして、本県においても同様の状況となっております。

また、犯罪被害者からの相談件数も同様に増加傾向にありまして、支援の充実がますます
重要となっております。

このため、県では、令和3年に議員提案により制定された「千葉県犯罪被害者等支援条例」に基づきまして、「千葉県犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、犯罪被害者とその家族に対する様々な支援を実施してきたところでございます。

本計画につきましては、これまでの取組を踏まえまして、犯罪情勢の変化や新たな課題等を見据え、支援施策の更なる充実に向け、次期計画の検討を進めていきたいと考えております。

本日の会議では、現計画に基づく令和7年度施策の実施状況につきまして、御報告するとともに、次期計画の検討の進め方につきまして、御説明をさせていただきます。

委員の皆様から忌憚のない御意見をいただき、それらを踏まえまして、犯罪被害者等支援の充実を図ってまいりたいと思います。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会

寺本部長については、所用がございますので、ここで退席させていただきます。

続いて、座長を務めていただいております、大橋委員から御挨拶をいただきます。

○大橋座長

大橋です。本日は暑い中、お集まりいただき本当にありがとうございます。

「千葉県犯罪被害者等支援推進会議」では、犯罪被害者等への支援を行うとともに、その計画を考えていくこととしています。

この会議のように、支援を行う会議において、いつも忘れてはいけないと思っているのは、どうしても支援を行う側から問題を見てしまうということです。あくまでも、その支援を受ける側である、当事者の方々の声が最も大切だと思っています。

特に、順調に進んでいる場合には、自分たちが行っていることが問題ないと考えてしまいがちですが、やはりその声を最優先していくことが大事で、今日も、できるだけそういう声を受けとめるような形で、この会議を進めていきたいと思っています。

今日の議事にもありますように、この後「第2次千葉県犯罪被害者等支援推進計画」を検討していくことになりますが、計画の検討にあたっては、同様の視点で会議を進めていければと思っています。

大学でも、PDCAサイクルを持ち出して、策定したプランを実行したものについて評価し、良くしていこうとするのですが、自分たちでは、次にこれを改善すればよくなると

思っている、当事者のそれとは違う要望がある場合もあると思います。

私たちが考えているものと違うもの、あるいは、時代とか、時期が変わることによって、必要となるものが変わるということがありますので、必ずしもPDCAサイクルは万能なものではありませんので、こういった場では、できるだけ自由に発言していただき、より良いものにしていきたいと考えておりますので、活発な議論がなされることを期待しております。

私からの挨拶は以上とさせていただきます。

○司会

ありがとうございました。続きまして、委員の皆様を御紹介いたします。御手元に配付しました、出席者名簿を御覧ください。50音順に御紹介いたします。委員の皆様におかれましては、着座のまま、一言、御挨拶をお願いいたします。

副座長の伊東委員でございます。

○伊東委員

伊東と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私自身も、千葉県出身で、千葉県で生まれ育ってきた身であり、1994年に家族が犯罪被害に巻き込まれた遺族でもあり、また、平成17年から千葉県弁護士会に所属して弁護士として犯罪被害者支援に携わり、さらには現在、法テラス千葉において副所長を務め、犯罪被害者支援を担当していることなどから、常に千葉県の犯罪被害者支援がより良くなるよう、個別の事案や制度のことを考えてきたつもりでございます。

今回の条例に関する会議についても、いわゆる5年後見直しということで、この5年間の世の中の動きや、犯罪被害者の方々が置かれる状況の変化を捉えた内容にできればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

続きまして、岡嶋委員でございます。

○岡嶋委員

岡嶋です。私は、本会議に昨年から参加させていただいております。

これだけ、たくさんの資料を、去年も見させていただいて、かなりしっかり計画を立てて

いるなと感じました。

ただ、実際に計画を立ててもそれが実行できるか、効果があるかということの評価をしていかないといけないと思います。私は、主には性犯罪の支援センターの方に携わっておりますが、実際に犯罪被害の半分近くは性犯罪という面もございますので、専門性を出しながら対応し、力を尽くしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○司会

続きまして今野委員でございます。

○今野委員

今野でございます。現在、武蔵野大学の方では、主に性暴力被害者の方の臨床等研究を行っています。それ以外にも、東京のワンストップ支援センターでも、心理士として、性暴力被害者の方を支援して、カウンセリングをしています。

日々、性暴力被害者の方の状況などを伺っていて、色々と大変なこともありますし、症状も大変ですけれども、それ以外にも色々思われていることもありますので、その辺でお役に立てたらと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

続きまして佐々木委員でございます。

○佐々木委員

市長会・町村会の事務局長の佐々木と申します。よろしくお願いいたします。

私は、令和6年度から出席させていただいておりますが、令和6年度は、市町村の特化条例があまり制定されておりましたが、今日の資料を見ると、かなり特化条例の制定が進んでおりまして、大変うれしく思っています。

皆様の御尽力の賜物と思っています。よろしくお願いいたします。

○司会

続きまして澤田委員でございます。

○澤田委員

澤田美代子と申します。よろしくお願いいたします。私は、千葉犯罪被害者支援センターで、犯罪被害者遺族として理事をしています。

そして、にじの会、少年犯罪被害当事者の会、新あすの会などの犯罪被害者の会に参加して、同じような被害を受けた方々の行動力や発言力、そういったことから、いろいろなことを学ばせていただいています。

私は、2008年11月、次男を少年によって殺害された被害者遺族です。少年事件についても、昔は、集団暴行事件が多発していたが、最近では、トクリュウなど、スマホが犯罪の元になっている。そして、簡単に人の命を奪ってしまう。そういう傾向が現れてきている時代になって、以前とは違った傾向の犯罪が増えていることを本当に危惧しています。

特に若い世代の犯罪を食い止めるため、色々な手立てがされていることを、新聞等で承知しておりますが、さらに時代に合った食い止めるための手立てを、皆さんと一緒に考えていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

続きまして、本日出席している関係課ですが、出席者名簿をもって紹介に代えさせていただきます。

○司会

続いて、事務局の職員を御紹介させていただきます。千葉県環境生活部生活安全・有害鳥獣担当次長の相澤でございます。

○相澤環境生活部生活安全・有害鳥獣担当次長

相澤でございます。よろしくお願いいたします。

○司会

くらし安全推進課長の椿原でございます。

○椿原くらし安全推進課長

椿原です。よろしくお願いいたします。

○司会

くらし安全推進課副参事（兼）防犯対策推進室長の山田でございます。

○山田くらし安全推進課副参事（兼）防犯対策推進室長

山田でございます。よろしくお願いいたします。

○司会

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

（３）議事

○司会

それでは、議事に移りたいと思います。

議事の進行につきましては、本会議設置要綱第４条第３項の規定により、座長が行うこととされています。大橋座長、よろしくお願いいたします。

○大橋座長

それでは、議事の進行を行います。本日一つ目の議事は「千葉県犯罪被害者等支援推進計画に係る施策の実施状況について」となります。

まず、資料について、事務局からの説明を求めます。

○事務局

（資料１～２について説明）

○大橋座長

それでは、ただいまの事務局の説明を踏まえ、委員の皆様から御発言をお願いします。

○伊東委員

まず、資料２の４頁で、「弁護士による無料法律相談」の御説明がありました。実績は２３件とのことですが、念ための確認です。資料３の１１頁に記載されている施策番号４７の「性犯罪等被害者のための弁護士相談等の支援」におけるワンストップ支援センターの

弁護士相談８４件は、先ほどの「弁護士による無料法律相談」には含まれていないという理解でよろしいでしょうか。

○事務局

そのとおりです。

○伊東委員

そうなりますと、どのように評価をするのかは難しいのですが、無料法律相談２３件に、「性犯罪等被害者のための弁護士相談」の８４件を加えると、１００を超えるということで、この数字は適切に把握すべきだと思います。

御説明があったとおり、相談件数の増加に比べて、弁護士による無料相談２３件というのが事業実績として少ないのではないかというのは、その通りだとは思いますが、周知徹底を図る必要があると思いますが、性犯罪・性暴力の弁護士相談が８４件あるということは、知っておくべきだと思います。以上です。

○大橋座長

ありがとうございました。その他、御意見ありますでしょうか。

○岡嶋委員

資料２の８頁、「性犯罪・性暴力被害への支援」についてです。

令和７年度の成果・課題として、医療支援に協力いただく連携医療機関をさらに増やす必要があるとされています。実際に、連携医療機関は、計画を策定した数年前は６か所だったものが、現在は１４か所まで増えています。連携医療機関を増やすにあたっては、くらし安全推進課から詳細に説明いただき、私も医療機関に従事しているので、急性期の医療支援について説明をさせていただきました。

犯罪被害者を支援する病院側としては、全国的にもかなり負担が大きく、ワンストップ支援センターでは、医療支援に繋げるのは大変というのが、全国的な意見となっています。

病院では、緊急に対応する医師がいますが、夜間の救急対応した場合の時間外手当などは病院から出していますので、例えば、救急を受けた場合の何らかのインセンティブのようなものが、医師というより病院の方に与えられてもいいと思います。

そのようなインセンティブがあると、もう少し協力的になっていくのではないかと感じています。

○大橋座長

ありがとうございました。その他、御意見ありますでしょうか。

○澤田委員

質問等が何点かあります。まず、資料3の4頁、施策番号13の「県内市町村の犯罪被害者等支援条例の制定」が増えたことは本当に喜ばしいことと思っております。

これも、くらし安全推進課やコーディネーターの方、そして弁護士の先生方の出前講座等も、功を奏していると思っています。

令和7年度の実績として、犯罪被害者等支援条例の制定を検討している市町からの問い合わせがあったとのことですが、差し支えなければどのような問い合わせが多かったかということと、条例については見舞金を中心なのか、それとも生活面などの支援も検討しているところがあったかなどについて、教えていただければと思います。

○事務局

市町からは、既に実施している市町村の支援メニューなどの問い合わせが多くありました。県からは、見舞金だけではなく、転居費用の支援や家事等の生活支援などを実施している市町村もあることなどをお伝えしました。

○澤田委員

次に、資料3の6頁、施策番号23と24の「犯罪被害者支援に従事する人材の受傷対策」についてですが、こういったことは本当に大事なことだと思っています。

被害者の方に真剣に接していると、相談を受けた人の方でも、心が重たくなるようなことがあるかと思います。被害者の側としては、この代理受傷については、申し訳ないという思いもありますので、そういった、代理受傷の事例が実際にあるのかを教えていただきたいと思っています。

○事務局

千葉犯罪被害者支援センターの方に伺ったところ、現時点では、支援員の皆様が代理受傷に苦しんでいるというお話は伺っていません。支援員の皆様は、「私たちは大丈夫ですよ」とお話になられていました。

ただ、事案等に応じて、今後も大丈夫という保障はありませんので、支援員の方などに對する代理受傷防止対策研修やカウンセリングなどは必要だと考えております。このような取組を今後も続けていきたいと考えています。

○澤田委員

次に、資料３の１７頁、施策番号７６の「青少年ネット被害防止対策事業」についてですが、先ほど、挨拶の中でも申し上げましたが、インターネットやＳＮＳを使った犯罪が増えているので、こういった対策事業はとても大事だと思っています。

新聞の記事で、県警の方が小学生に講座を行い、夏休み中、ＳＮＳのリスクから子供を守れという取組を読ませていただきました。

小学生の頃から、スマホは生活の中に浸透しています。夏休み中、自宅で過ごす時間が長くなり、インターネットに触れることも多くなってしまうと思いますので、講座はとても効果があることだったと思います。

小さいときからの予防対策は、これからさらに重要になってくると思っています。様々なリスクへの対策は強化されていますが、これからも更なる強化が必要だと感じています。

最後に、ワンストップ支援センターの広報・啓発については、リーフレットの配布やポスターの掲示などを学校でもしていると思います。広報・周知が一番大事だと思っております。近年色々なところで広報・周知は進んできていると改めて感じております。以上です。

○大橋座長

その他、御意見ありますでしょうか。

○今野委員

前から申し上げていた「カウンセリング」を、公費で負担していただけることは、ありがたく思っています。この点についてお伺いしたいのが、資料の色々なところに記載がありますが、資料３の１５頁、施策番号６５の「性犯罪等被害者のための医療費・カウンセリング支援」のカウンセリング実績３０８件というのは、人数でしょうか、あるいはカウンセリングの回数でしょうか。

○事務局

カウンセリングの回数です。

○今野委員

そうすると人数は何名かわかりますか。

○事務局

申し訳ございません。本日は、手元に人数が分かる資料がございません。

(※後日確認したところ、実人数は65名)

○岡嶋委員

前提として、性犯罪被害者支援のモデルの話をしていただきたいと思います。性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制強化というのは、資料2の8頁に「令和8年度以降の取り組むべき施策」として、ワンストップ支援センターの体制強化と簡単に書かれていますが、体制強化というだけでは分からないので、性犯罪被害者に対する支援というのは、基本的には、急性期支援と慢性期支援に分けて対策を考えていただけると良いと思います。

急性期支援もすごく大事ですし、きちんと急性期支援を行うことで、その後の慢性期支援も上手いきやすくなる。急性期支援で失敗すると、その後、何年も、10年以上経っても回復できないということもございますので、やはり急性期支援は大事ですけれども、急性期支援を行えばそれで終わりということではなくて、その後も、当事者の方は何年にもわたってずっと傷ついた状態で生活していくということもあるので、カウンセリングが定期的に行われることが、一つの助けになる。カウンセリングだけで全てが解決するわけではありませんが、重要なポイントだと思っております。

昨年度から、カウンセリングの回数に関して基本的に制限がなくなり、被害に遭ってから3年、無限に公費負担というのは予算の問題もあるので、目安としては、被害に遭ってから3年間で、月に多くても1回以下で、3年間は、特に何回という制限なく、カウンセリングが公費負担で受けられるようになったということがございます。

このことは、被害者にとっては、とてもメリットが大きくて、公費負担にいただいたことは、県にお礼申し上げたいと思いますが、ワンストップ支援センターの方では、公費負担に伴う医療機関への振り込みなどの事務処理がすごく膨大になっています。

去年から、毎月10件以上あるので、年間だと100件を超える膨大な振込作業が発生しており、ワンストップ支援センターとしては、慢性期支援に関して、事務員に対する費用についても、見て欲しいと思っています。

カウンセリングが急激に増えたことで、犯罪被害者にとってはありがたいことですが、ワンストップ支援センターでは、非常に事務処理が増えて、ワンストップセンターの事務員の労働過多になっている面もございます。

ですので、慢性期支援に関しては、ワンストップ支援センターで全てを支えようとしなくて、もう少し地域の医療機関に見ていただくような形にして、性犯罪被害に理解のある診療機関やクリニックなどのカウンセラーの方にカウンセリングを繋いでもらうということで、

慢性期支援がスムーズにいくようにし、ワンストップ支援センターは、急性期支援を中心に対応できるような形で施策を策定していただけるとありがたいと思っております。以上です。

○今野委員

続けてよろしいでしょうか。

○大橋座長

はい。

○今野委員

今教えていただきましたが、カウンセリングは、月1回以下、3年以内というお話がありました。通常のカウンセリングもすごく大事ですけれども、特に性暴力被害者の方の中にはPTSDになっている方が多い。

PTSD治療の第一選択は、認知行動療法です。認知行動療法というのは、週に1回ペースで、10回から15回かかるものです。従って、3年はかかりませんが、ある程度集中的に行わないと効果が得られません。月1回ペースで3年間行うよりは、集中的に毎週行う方が、被害者の方にも負担も少ないですし、回復に役立つと思っています。

このことについては、ある程度柔軟に対応していただいていると伺ってはいますが、どこかに、月1回以下と書いてしまうと、そのことだけが一人歩きしてしまう。今でも、大変だとのお話がありました。ワンストップ支援センターの方でも月1回までと、お伝えしてしまうと、受ければ回復するものが、良くならなくなるということを危惧しております。

今は、月1回以下というのは守られているのでしょうか。

○事務局

現状は、月1回と限定はしていません。ただ、3年間という期間の中で、実際にはあまり頻繁になると、予算上の問題で難しくなることはあるかとは思いますが、現状は、月1回にしてくださいという限定をしていない状況です。

○今野委員

治療方法によっては、毎週必要だということも考慮いただいて、このことに関する文言なども入ると良いと思いました。

もう1点だけ。資料をみたところ、二次的被害についての研修は、あまり実施していないように見受けられます。私がお会いする方は、本当に多くの二次的被害を受けています。

警察に被害届を提出したときに、窓口の人に心無い言葉を言われ、それが原因で症状が悪化してしまい、泣きながら来る方もいらっしゃいます。助けてもらいたくて行った所で、このようなことが起こると、もう絶対に来ませんということになりますし、外出しても、そのように皆が思っているに違いないと考えてしまう。被害者の方は症状として、自分が悪いと考え責めてしまうことが多い。

それをさらに言われてしまうと、本当に駄目だと思うようになり、本当にひどい人では、自殺企図にも繋がる可能性があるので、二次的被害については、是非、研修などを実施していただきたいと思います。

また、研修にも参加できないお忙しい窓口の警察の方もいらっしゃると思いますので、マニュアルなどを作成して、こういう場合には、こういう言葉は使わないようになど、色々な機関で作成していると聞いておりますが、「駄目な言葉集」のようなものを作成していただくと、被害者の方が、本当に支援を必要として助けを求めているときに、少しでも二次的被害に遭わないようになってくるのではないかと思います。以上です。

○大橋座長

その他、御意見ありますでしょうか。

○佐々木委員

資料2の9頁になりますが、「広報・啓発」に関して、2点ほど申し上げさせていただきたいと思います。

1点目は、計画の「目指す姿」にございますとおり、社会全体で犯罪被害者等を支えていくためには、県民の理解・関心を深めることが重要だということですが、犯罪被害者週間における千葉県民のつどいの開催をはじめ、リーフレットやポスター等により、啓発・周知に積極的に取り組んでいることは、評価できると思います。

ただし、依然として自分には関係ないとか、自分は被害に遭わないといったバイアスが働いてしまい、他人事となってしまうといて、認知度を上げるのはかなり難しい状況の中で、昨年も申し上げましたが、認知度が上がっているかどうかの指標として、県民の意識について、認知度に係るアンケート調査を実施していただきたいと思います。

アンケートを実施することで、知らないとの回答があったとしても、そのアンケート項目を目にすることにより、少なくとも言葉としては認知されますので、たとえ結果があまり上がっていないとしても、アンケート項目として、言葉として認知されるというメリットがありますので、是非実施していただきたいと思います。これは要望になります。

2点目は、啓発の一環として、どうしたらもっと認知度が上がるのかを私なりに考えたところ、例えば北朝鮮による拉致被害を支援するシンボルとして、ブルーリボンがあります

が、それについては当時の小泉首相などが着け始め、その後、国会議員などにも広がりましたが、メディアに露出の高い方が着けると、かなり目を引き注目されます。

犯罪被害者等支援のシンボルについて調べたところ、皆さん御承知かもしれませんが、警察庁の「ギュっとちゃん」というシンボルマークがありまして、これを犯罪被害者週間に合わせて、県の幹部に着けてもらおうとか、皆さんで着用して千葉県民のつどいに出席することにしてはどうかと考えました。

可愛いキャラクターに抵抗がある方には、ブルーリボンのようなシンプルなりボンを付けていただくとか、２番煎じになりますけれども、このような取組を行うことが、認知度を上げる一つの方法ではないかと考えました。これはアイデアの一つとして、参考にしていただけだと思います。私からは以上です。

○大橋座長

その他、御意見ありますでしょうか。

○澤田委員

佐々木委員がお話になったことと関連しますが、資料３の１９頁、施策番号８３の「人権問題研修会支援事業の実施」についてです。

資料には、「犯罪被害者とその家族の人権等に関する講師を含む人権問題講師を７０名登録しています」とあり、「子どもの人権や性的少数者の人権等をテーマとした研修講師を３４件紹介・派遣したところ、６，５１９人の参加がありました」の後に括弧書きで、「犯罪被害者等支援をテーマとした講師派遣の依頼はありませんでした」と書かれています。

こういう所に、やはり犯罪被害というのは、一般の方からは遠いところにあるのかなと感じました。人権問題というのは言葉としては簡単ですけれども、なかなか難しく、奥が深いとは思いますので、講師から学びたいという気持ちになる方は多いと思います。一方、犯罪被害者支援というテーマは自分には遠いこと、まだそういうところがあるのかなあと思いました。講師の依頼がないということは、周知というよりも人々の関心度がまだまだ低いのではないかと私は感じました。

小中学校などで、命の大切さに関する授業を、被害者の方が数多く行っています。生徒の皆さんにとって聞いておくべきことであり、命の大切さを学ぶことによって、次第に人権や犯罪被害者への理解にも及んでくるとは思いますが、そういった機会が少ない一般の方には理解はなかなか難しいと思います。

また、事業所でも犯罪被害者についての理解度は進んできているとは思いますが。交通事故の防止などの対策として、被害者の方が講師として呼ばれて色々な所で話をされている

ということも承知しておりますが、一方で一般の方にとって犯罪被害者支援というものは、まだ身近なことになっていないのではと感じています。

昨年も意見として言わせていただきました件です。運転免許の更新の際に「交通教本」と「交通安全のために」が配られます。そこには、交通事故が起きた際の相談窓口などの案内が書かれています。それらと一緒に、例えば、今日配布された「無料法律相談制度」のチラシと同様なものでも良いので配っていただき、チラシの中に「犯罪被害者支援をご存じですか」等の問い掛けでも良いので、何かしら啓発になる文言を入れて配布したらどうかと、改めて思っています。

無料法律相談制度のチラシは、CVSとくらし安全推進課の連名となっており、他の関係機関との調整も色々と難しいとは思いますが、免許更新には幅広い層の方が来ていますので、犯罪被害者支援のことを知る機会としていただきたいと思います。

先になっても構いませんので、検討していただきたく、改めて意見として申し上げさせていただきます。以上です。

○大橋座長

その他、御意見ありますでしょうか。では、最後に私の方から意見を申し上げさせていただきます。

資料1の「本計画における重点課題・取組」として、「⑥SNS等のツールを使った新たな広報啓発の検討」がありますが、最近、特に若い人を見ていると、パンフレットなどの紙媒体はあまり見ずに、ほとんどスマホの中で完結している。そういう意味では、相談窓口の周知なども、もう少しスマホを使つての周知などができると良いと思います。

年齢が上の方は、紙の方を信頼しているという面もあるとは思いますが、最近は紙が少なくなっていますし、電話もよほどのことがないと使わないようになっていますので、SNSを活用した相談窓口の周知のやり方についても考えていただきたいと思います。

他の自治体でも、新しい試みをしていると思いますので、時代に即した方法、多くの方がアクセスしやすい状態にしていきたいと思います。

従来のリーフレットも効果があると思いますが、それ以外の方法についても考えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、ありがとうございました。

○大橋座長

続きまして、二つ目の議事「第2次千葉県犯罪被害者等支援推進計画について」、事務局に説明を求めます。

○事務局

(資料4について説明)

○大橋座長

それでは、ただいま事務局から説明がありました「実際の被害者と支援者に対するアンケートの結果」と、来年度から計画期間が始まる「第2次千葉県犯罪被害者等支援推進計画」について、委員の皆様から御発言をお願いします。

○伊東委員

これからの発言は、1つ目の実施状況についての問題提起とも多少絡むかもしれませんが、こちらの方でまとめてお話をさせていただきます。

大きく6点ですが、まず1点目は、「法律相談スキーム」を改めて整理していただきたいということです。

資料6として、「無料法律相談制度」のチラシ、説明資料が配布されていますが、一番上の囲みに1事件につき1回までとあります。

今、事務局から説明していただいた資料4の3頁目にある、支援団体からのアンケート回答の中で、無料法律相談を1回から2回に増やしてほしいという回答があります。また、資料4の1頁目の中に、被害直後と1年後の変化の記載があります。1年後でも多岐に渡る悩みがある中で、特に賠償金が支払われていないという状況ですと、例えば被害直後に一度相談を受けて、さらにその後に相談を受けたいというニーズはあると思います。これらに鑑みると、1事件に1回というところは見直しても良いのではないかと思います。

それと関連するかもしれませんが、資料6の「無料法律相談制度」の説明資料に「無料法律相談の対象とならない場合」の記載がありますが、④として、同一事案について、他の公的機関の同様の制度を利用している場合という記載があります。

ここで念頭に置いているのは、例えば、市において無料法律相談の制度を用意している場合に、その当該市で無料法律相談を実施した場合には、県の無料相談は利用できないという場面を想定しているのだと思います。ただ、先ほども事務局から御説明があったとおり、市町村の条例制定がかなり進んでいますので、無料法律相談を実施している市町村も増えてきています。このような中で、資料6の先ほど御紹介した④番の合理性がどこまであるのか疑問です。

危惧するのは事実上の「たらい回し」で、例えば、被害者のお住まいの市において、無料法律相談を利用したいと申し出たときに、県の方を先に利用しないと、県の制度が使えなくなると言われてしまうと、せっかく近くの自治体に行ったのに、その無料法律相談が使えないという事態が発生してしまいます。また、せっかく制度を準備している市の意欲を削ぎ

かねないということにもなると思いますので、県の制度を、市町村の制度を使ったとしても利用できるようにすべきではないかと思っています。

併せて、無料法律相談の対象とならない場合の⑤に、日本司法支援センター（法テラス）等の制度を利用した場合にも、県の無料法律相談を利用できないという記載がありますが、これも同様の理由から、法テラス等を利用したからといって、必ずしも県の制度を利用するのが不相当とはならないので、こちらも無料法律相談の対象とならない場合から除くということは有り得るのではないかと思います。

仮に、県の無料法律相談制度を1事件につき1回までという形を維持したとしても、例えば市町村の法律相談、あるいは、法テラス等の法律相談を利用しても県の法律相談を利用できるとすれば、事実上複数回の法律相談の機会を確保できるということにもなりますので、そういう観点からも考慮いただければと思います。これが1点目の「法律相談スキーム」の関係についてです。

2点目で申し上げたいことは「見舞金」の話になります。見舞金についても、ルールを定めて運用されていて、資料5として「千葉県犯罪被害者等見舞金制度」のチラシ、説明資料が配布されています。

見舞金については、「重傷病見舞金の入院要件」が重たいと感じているところでして、入院要件があることで利用が相当制限されているのではないかと考えています。

もちろん財源等の問題があるというのは理解しておりますが、例えば、入院要件を維持するとしても、入院要件を課す重傷病見舞金は10万円、入院には至らないけれども傷病が重たいと考えられる場合にはそれより少ない金額とするなど、金額をきめ細かに設定するという方法も考えられるのではないかと思います。もう少し、広い方を救済できるような制度が考えられないかと思っています。

それから、性犯罪・性暴力の件数増という話が先ほどから話に出ているところでし、また、傷の深さについても、先ほどから出ているところで、性犯罪・性暴力の被害者を見舞金の対象にすることも考慮できるのではないかと思います。

なお、念のために申し上げておくと、見舞金という名称自体に、難しい感情を抱く被害者の方もいらっしゃるということについて、問題提起ということも含めて、申し上げておきたいと思います。例えば、性犯罪を受けた方が「見舞」という単語をどう捉えるかということとして、何が言いたいかというと、言葉の1つ1つにデリケートになっている実情があるということも理解いただければと思います。

3点目として、計画の見直しを考える上ではやはり、この5年間の動きということを考える必要がございますが、これも先ほどから話題に出ているとおり、この5年間でSNS

がさらに普及・進化している中で、「被害者の方がSNSで叩かれて炎上するという事案が多発」しています。

この計画の中でどのように位置づけるかは難しいところもありますが、県としても、この点について問題意識を持っているという姿勢は示すべきではないかと思っています。

4点目として、既に実施されていることもあるとは思いますが、市町村でもかなり条例制定が進んでいる中で、「情報をどのように一元管理していくか」の検討も必要だと思っております。

例えば、性犯罪を受けた方、あるいは殺人の御遺族が、何回も何回も同じ説明をするのは苦悩を強いられることだと思いますので、情報の一元管理、やり取りの方法については、リスク等もあるとは思いますが、検討する必要があると思います。

このことは、必ずしも行政機関内だけではなく、例えば、捜査機関との関係や弁護士会との関係においても、個人情報の保護についてしっかりと念頭に置くのを前提として、情報の取り扱いをスムーズに行うことは重要だと思っています。

5点目として、資料4の5頁目「基本方針」の中に、「犯罪被害者等一人ひとりの事情に応じた適切な支援が行われること」という記載があります。

気になっているのは、「社会的弱者に対する犯罪被害」についてであり、例えば子どもや障害者に関しては、先ほどの施策の実施状況において少し報告がありましたが、学校内での生徒の問題などについては、既に、県の中でも色々な問題提起がされているところだと思います。また、声を上げにくい障害者の方の性被害についても、決して少なくありませんので、このような声を上げにくい方々にも、実質的に目を向けた施策が必要だと思っています。

教育現場内での性犯罪・性暴力に対して、どこまで目が向けられているかというアプローチも必要ではないかと思っています。それにあたっては、教職員へのアプローチのほか、保護者への問題提起も含めて、広くそのような問題があるということを知らしめる必要があると思います。

最後に6点目として、「被害者の支援等を行う人材をどのように確保するか」ということについてです。

先ほど、実施状況に関する事務局の説明の中で、CVSの犯罪被害者支援講座の受講者が減少したという話があり、案内時期が遅れたことが一因ではないかとの説明がありましたが、各業界で人材不足が発生している中で、どのように人材を確保していくのかについては、もう少し考えていく必要があるのかもしれません。

それは、数の問題だけでなく質の問題も考える必要があると思います。また、市町村の条例制定が広がっていますので、市町村の窓口のスキルも上げる必要があるかと思っています。先ほどの二次的被害の問題で、残念ながら支援者からの二次的被害も生じているという話に照らすと、人材をどのように確保するかということは重要だと思っています。

なお、人材の確保については、「支援する側の負担をどのように軽減するか」ということもあわせて考えないと難しいと思います。仮に、数を確保できたとしても、支援者側の負担の大きさによっては、すぐに辞めてしまう、あるいは、ネガティブな印象を支援者側が持ってしまうということもあるかと思うので、代理受傷防止というか、支援者をどう守るのかという発想も含めて考えていく必要があると思っています。

このことについても、計画の中でどのように盛り込むのか、難しい問題だとは思いますが、検討事項だと思っています。以上です。

○大橋座長

その他、御意見ありますでしょうか。

○今野委員

先ほども申し上げましたが、PTSDは、本当に外傷と同じくらい重症になっていると考えていただきたいと思います。従って、見舞金という名称が適切かというのはありますが、ある程度の金銭的支援があると良いと思います。

また、これも先ほど申し上げましたが、二次的被害についてのしっかりとした対策をお願いしたいと思います。以上です。

○大橋座長

その他、御意見ありますでしょうか。

○岡嶋委員

重傷病見舞金10万円についてです。人工妊娠中絶初期の場合には、基本的には日帰りや一泊入院で治療されています。費用については、千葉県では、性犯罪被害で妊娠した場合は、公費負担になりますので、実際に入院にかかった費用に関しては、本人の負担はありません。

しかし、実際に被害に遭って妊娠の中絶までしたということに関しては、やはり、重傷病見舞金があると有難いと、現場の支援員としては感じています。

ただ、入院3日以上というのは、性犯罪被害・妊娠中絶以外の例えば傷害事件などの被害者に関しての基準にも関わってきますので、一律に2日以上などに変えることは難しいかもしれませんが、少なくとも人工妊娠中絶をした場合には、2日でも見舞金が支払われるようになると、実際に被害に遭ったときには助かると現場の支援員から聞いておりますので、お伝えさせていただきたいと思います。

○大橋座長

その他、御意見ありますでしょうか。では、私の方から申し上げさせていただきます。

アンケートを行っていただき、被害者の状況や支援などについて、1年後の状況も示していただきました。これまでは、どうしても被害直後に目が向きがちでしたが、1年後の状況などが見えて、例えば、支援としては「自助グループ等による交流」が、1年後は高くなるというように、必要な支援が変わっていきますので、時期によって、必要な支援が変わっていくということを踏まえた上で、色々な施策を考えていただけると良いかと思います。

次に、資料4の4頁に「支援を通じて感じたことや課題」が記載されていますが、声を上げづらい、あるいは、声が表に出てこないところに目を向ける施策が必要だと感じます。

例えば、「学校、教職員等への研修」について、学校や福祉施設は閉鎖的なところもありますので、研修だけで良いのかというのは分かりませんが、研修や啓発的な活動をさらに行っていただきたいと思います。先ほど、申し上げたように声を上げやすい状態にしたいと思っています。

最後に「男性被害者の支援体制」についてです。CVSでも、前から少し話に出ていましたが、男性被害者がどのくらい存在するのかということ自体が、まだ正確には分からないところがあります。今までは女性に対して、主に目が向けられていましたが、男性被害者が潜在的に存在する可能性がありますので、「男性の支援員」や「泌尿器科、消化器外科内科などの診療科との連携」というように、これまでとは違う支援などの検討も必要になるかと思っています。少数の方になかなか目が向きにくいところがありますので、この少数の方に対する支援体制を充実していただけると、より良くなるのではないかと感じています。

○大橋座長

その他、御意見ありますでしょうか。

○澤田委員

資料4の5頁「基本方針」に記載された「犯罪被害者等一人ひとりの事情に応じた適切な支援が行われること」と、その下に記載された「犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じて、迅速に、途切れることなく継続して支援が行われること」は、本当に最も大切なことで、これからも、一番に検討していただきたいと思います。

被害者のための新しい制度として、例えば、「被害者等の心情等の聴取・伝達制度」というものがあります。これは、被害者が刑務所に出向いて、刑務官を通じて受刑者に対して自分の気持ちを伝えるというものです。被害者は、生活の面などで適切な支援が行われることで、被害からの回復に繋がる事ができると思います。被害者にとっては、新しい制度が

できることで、希望を持つことができ、被害後を進んでいけると聞きますので、県や自治体の支援の充実がやはり重要だと思います。

さらに支援等の制度内容を検討して作っていただき、心身の回復に繋がるような支援をしていただくことが重要だと思います。

○大橋座長

その他、御意見ありますでしょうか。

○伊東委員

1点、追加で申し上げさせていただきます。

資料6の「無料法律相談制度」でも、資料5の「千葉県犯罪被害者等見舞金制度」でも、親族間については抑制的な内容になっています。

無料法律相談については、対象とならない場合として、はっきりと①で「被害者と加害者の間に親族関係がある場合」と書かれています。

見舞金については、留意事項として、親族関係がある場合には支給されない場合がある旨が謳われています。

資料4の4頁目に、「見舞金の拡充」の中で、「親族間被害はより手厚く支援すべき」という支援団体の方の意見もありました。

親族間の犯罪は、子どもへの虐待も含めて、残念ながら数が少なくない中で、原則的に無料法律相談とならないとか、あるいは、見舞金を支給されない場合があると謳うのは、実務を担っているものとしては躊躇を覚えます。

運用上は利用できる場合が多いのかもしれませんが、メッセージとしてどうなのかなと思います。親族間犯罪において、無料法律相談の利用や見舞金を支給することが不適切と思われる場合には、バスケット条項の社会通念上適切でない場合として取り扱うこととして、一律に親族間犯罪ということで記載するのは見直した方が良いと思います。以上です。

○大橋座長

その他、御意見ありますでしょうか。佐々木委員、いかがでしょうか。

○佐々木委員

私からは、具体的な話はございませんが、継続の計画ですと、なかなか目新しさというものがなくなりますので、メリハリを付けて、できれば目玉を作っていただき、見せ方の検討もしていただきたいと思います。以上です。

○大橋座長

その他、御意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、本日予定しておりました議事は終了いたしました。セツカクの機会ですので、委員の皆様から、何かお話をしたいことはありますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、本日の議事はこれにて終了いたします。委員の皆様には、円滑な進行に御協力いただきありがとうございました。それでは、会議の進行を事務局にお返しいたします。

○司会

委員の皆様、長時間にわたりまして、本当にありがとうございました。

本日委員の皆様からいただいた御意見等につきましては、取りまとめの上、後日、会議資料とともに、千葉県ホームページにて公表する予定でございます。

追って事務局の方より、議事録の確認と御連絡を差し上げますので、引き続き、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは最後に、環境生活部生活安全・有害鳥獣担当次長の相澤より御挨拶申し上げます。

○相澤環境生活部生活安全・有害鳥獣担当次長

本日はお暑い中、また、お忙しい中ありがとうございました。

実務的・専門的な見地から色々と御意見をいただきましたが、我々の方でもしっかりと受け止めていきたいと思っております。

本県における犯罪被害者等支援の一層の充実を図るため、今後も、委員の皆様のお力添えをいただきながら、事務を進めていきたいと存じます。今後ともよろしくお願いいたします。

○司会

それでは、以上をもちまして、「令和8年度第1回千葉県犯罪被害者等支援推進会議」を閉会いたします。本日は、誠にありがとうございました。